

市営建設工事を落札された皆様へ

(工事請負契約締結後における単価適用年月変更について)

皆様におかれましては日頃、市政の推進に多大のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災津波に伴う復旧・復興工事が本格化するなかで、沿岸地域では特定の資材価格が短期間に高騰しているため、このたび、当初契約締結後に単価適用年月を変更する運用基準を設けました。

つきましては、当初契約締結後に請求する場合には、下記により請求していただくようお願いいたします。

記

1 対象工事

対象となる工事は、次に掲げる全ての事項を満たす工事とする。

- (1) 宮古市営建設工事であること。
- (2) 平成24年8月1日以降に当初契約を締結する工事であること。(ただし、建築工事においては、平成24年9月1日以降に当初契約を締結する工事であること。)

2 基準の詳細

別紙「運用基準」のとおり